

2014年度（平成26年）事業報告

平成26年度は、国の社会的養護施策において明確な4つの方向性が打ちだされた時期といえます。具体的には、①家庭的養護の推進②専門的ケアの充実③自立支援の充実④家庭支援・地域支援の充実が示されています。

このような背景を受け、社会的養護のパラダイムシフトに対応すべく愛神愛隣舎は、児童養護施設として年間を通して、子どもたちの権利擁護に裏打ちされた「生活の質の向上」「援助技術者の質の向上」「自立に向けた支援の充実化」「地域支援の模索」を重点課題として取り組んで参りました。

児童の生活部面全体においては、安定した職員との関わりのなかで発達段階に応じた衣・食・住・教育の提供、とりわけ高齢児においては部活動やアルバイトに専念する者、進学や就職に向けて勉学に熱心に取り組む者など、それぞれの児童の意識や志望に寄り添い傾聴することにより、児童の自尊意識をたかめ、自立に向けての動機付けを図ってまいりました。また、彼らを援助する職員の力量を担保し援助技術を向上させるための研修体制の充実化を図りました。

家族支援においては、虐待を含め複雑な家庭事情や子ども自身が抱える発達障害などの課題に対応しなければならないケースが以前に比べてかなり増加しており、各担当職員および家庭支援専門相談員・個別対応職員・心理士等が、センターのケースワーカーや学校などと協働し、時に保護者も参加した担当者会議・面接・家庭訪問の実施・電話相談などを実施するなかで家族再統合にむけた調整を図りました。

1. 養育・療育推進事業

- * 舎の入所児童の約7割が被虐待児童であるという状況を考慮し、トラウマケアを主軸とした心理ケアの実施を強化しました。
入所児童28名中26名の児童に対し、メンタルフレンド（12名）・心理士による心理ケア（箱庭療法・アートセラピー・プレイセラピー・カウンセリング等）を週に1回、もしくは2週に1回のペースで実施しました。
更に、親からの虐待等により重篤な状態に陥ったケースには神戸市こども家庭センターと協議の上、“心のケアセンター”への受診を行ない、精神科の専門医による治療を受けさせると共に施設職員も連携して、トラウマ回復への支援を行ないました。